

事業場排水のしおり

令和6年4月

宮崎市上下水道局 給排水設備課

も く じ

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
2. 規制を受ける項目とその影響(主な物質)・・・・・・・・P. 1
3. 工場・事業場の下水を下水道に流すためには・・・・・・・・P. 2
表1. 宮崎市下水排除基準・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
4. 排除基準に適合させるためには・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
5. オイルトラップ、グリーストラップ、スクリーン、泥だめの設置・・P. 5
6. 事業場の届出区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
7. 工場、事業場の設置者が必要な届出・・・・・・・・・・・・P. 7
表3. 特定施設に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
8. 特定施設の設置・変更に関する届出の順序・・・・・・・・P. 9
9. その他守らなければならないこと・・・・・・・・・・・・P. 10～P. 12
10. 分析機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 13
11. 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 13

添付資料【別紙1 事故報告書】

事業場排水について

1. はじめに

宮崎市公共下水道では、下水道の施設管理に万全を期すため、事業場からの下水には規制があります。健康の害となるおそれのあるものや海や川を汚すものを含む下水については、工場、事業場で基準値内に処理して公共下水道へ流してください。

2. 規制を受ける項目とその影響(主な物質)

規制を受ける項目	下水道に対する影響
水素イオン濃度 (pH)	下水管を腐食させます。 他の下水と混合すると有害ガスが発生することがあります。 下水の生物処理機能が低下します。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	高濃度になると生物処理機能が低下します。
浮遊物質 (SS)	下水管内の清掃回数を増加させます。 下水の生物処理機能が低下します。
ノルマルヘキサン抽出物質	下水管をつまらせます。 火災の危険があります。 下水の生物処理機能が低下します。
アルキル水銀、有機リン、鉛、総水銀、カドミウム、砒素、六価クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、ポリ塩化ビフェニル、セレン、ほう素	下水の生物処理機能が低下します。 下水処理に伴い発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ふっ素、シアン	下水管内の作業を危険にします。 下水の生物処理機能が低下します。
フェノール類、ふっ素	下水の生物処理機能が低下します。 一定の限界以上になると悪臭が発生します。
よう素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
温度	下水管内の作業を妨げます。 メタンガス・硫化水素ガスなどの可燃ガス、有毒ガス、悪臭を発生しやすくします。

3. 工場・事業場の下水を下水道に流すためには

下水道には、どんな下水も流せるというわけではありません。近代的な施設の公共下水道でも処理できない物質があります。例えば、シアン等の毒物や鉛、銅などの重金属類を含む下水が下水処理場に流れ込むと、微生物の働きを弱めたり、死滅させることになり正常な処理水の維持が困難になります。また、重金属類は汚泥に蓄積され、汚泥の処分に影響が生じます。そのため、これらを防止し下水道施設の働きを正常に保持するため、下水道法及び宮崎市下水道条例では、下水道に流す排除基準が定められています（表1）。排除基準は、公共下水道を使用するすべての事業場等に適用されます。

工場や事業場は、この排除基準を守るよう除害施設等を設置するなど、何らかの対策を行って下水道に流さなければなりません。

また、これらの工場・事業場のうち法律で定められている特定事業場及び除害施設等の設置を必要とする工場・事業場には、下水道法で届出が義務付けられています。

※特定施設と特定事業場

特定施設とは人の健康及び生活環境に対し、被害を及ぼす恐れのある物質を含んだ下水を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令とダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められたものをいいます。

特定事業場とは特定施設を設置する事業所のことをいいます。特定事業場の場合、一般の事業場と比べ重い義務と責任があり、事務手続きや規制・罰則が厳しい内容となっております。

※除害施設

工場や事業場からの下水の水質を、排除基準に適合させるために、下水を処理する施設のことをいいます。

宮崎市下水道排除基準 表1

番号	項目	特定事業場		非特定事業場	
		50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/1以下	0.03mg/1以下	0.03mg/1以下	0.03mg/1以下
2	シアン化合物	1mg/1以下	1mg/1以下	1mg/1以下	1mg/1以下
3	有機りん化合物	1mg/1以下	1mg/1以下	1mg/1以下	1mg/1以下
4	鉛及びその化合物	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下
5	六価クロム化合物	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下
6	砒素及びその化合物	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/1以下	0.005mg/1以下	0.005mg/1以下	0.005mg/1以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/1以下	0.003mg/1以下	0.003mg/1以下	0.003mg/1以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下
13	四塩化炭素	0.02mg/1以下	0.02mg/1以下	0.02mg/1以下	0.02mg/1以下
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/1以下	0.04mg/1以下	0.04mg/1以下	0.04mg/1以下
15	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/1以下	1mg/1以下	1mg/1以下	1mg/1以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/1以下	0.4mg/1以下	0.4mg/1以下	0.4mg/1以下
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/1以下	3mg/1以下	3mg/1以下	3mg/1以下
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/1以下	0.06mg/1以下	0.06mg/1以下	0.06mg/1以下
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/1以下	0.02mg/1以下	0.02mg/1以下	0.02mg/1以下
20	チウラム	0.06mg/1以下	0.06mg/1以下	0.06mg/1以下	0.06mg/1以下
21	シマジン	0.03mg/1以下	0.03mg/1以下	0.03mg/1以下	0.03mg/1以下
22	チオベンカルブ	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下	0.2mg/1以下
23	ベンゼン	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下
24	セレン及びその化合物	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下	0.1mg/1以下
25	ほう素及びその化合物	河川	10mg/1以下	10mg/1以下	10mg/1以下
		海域	230mg/1以下	230mg/1以下	230mg/1以下
26	ふっ素及びその化合物	河川	8mg/1以下	8mg/1以下	8mg/1以下
		海域	15mg/1以下	15mg/1以下	15mg/1以下
27	1, 4-ジオキサン	0.5mg/1以下	0.5mg/1以下	0.5mg/1以下	0.5mg/1以下
28	ダイオキシン類	10pg-TEQ/1以下	10pg-TEQ/1以下	10pg-TEQ/1以下	10pg-TEQ/1以下
29	フェノール類	5mg/1以下	-	5mg/1以下	-
30	銅及びその化合物	3mg/1以下	3mg/1以下	3mg/1以下	3mg/1以下
31	亜鉛及びその化合物	2mg/1以下	2mg/1以下	2mg/1以下	2mg/1以下
32	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/1以下	-	10mg/1以下	-
33	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/1以下	-	10mg/1以下	-
34	クロム及びその化合物	2mg/1以下	2mg/1以下	2mg/1以下	2mg/1以下
35	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満	5を超え11未満	5を超え9未満	5を超え11未満
36	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/1未満	-	600mg/1未満	-
37	浮遊物質量 (SS)	600mg/1未満	-	600mg/1未満	-
38	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5mg/1以下	5mg/1以下	5mg/1以下
		動植物油	30mg/1以下	-	30mg/1以下
39	温度	45℃未満	-	45℃未満	-
40	よう素消費量	220mg/1未満	-	220mg/1未満	-

■：この基準に適合しない下水を流した工場・事業場は、直ちに処罰の対象となります。(下水道法 46 条)

また、この基準に適合しない下水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことやさらに公共下水道へ下水を流すことをやめるように命令することができます。(下水道法第 37 条の 2、第 38 条第 1 項第 1 号)

□：この基準に適合しない下水を流した工場・事業場には、その水質を改善するように命令したり、さらに公共下水道へ下水を流すことを一時停止するよう命令することができます。(宮崎市下水道条例第 11 条)

※「-」のある箇所は、市条例により平均 50 m³/日未満は適用しない。

※ほう素、ふっ素において、河川の基準は、河川を放流先とする宮崎・木花・田野の各下水処理場に下水を排除する事業場に適用し、海域の基準は、海域を放流先とする大淀・青島・佐土原の各下水処理場に下水を排除する事業場に適用する。

※ダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 で定められた特定施設設置者が公共下水道に下水を排除する場合に適用する

4. 排除基準に適合させるためには

工場・事業場から排除される下水を排除基準値内にするには、事業内容から下水の水質を予測した上で次のことについて検討してください。

- ① 製造方法、工程を工夫する。
- ② 薬品、原料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を節約する。
- ③ 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

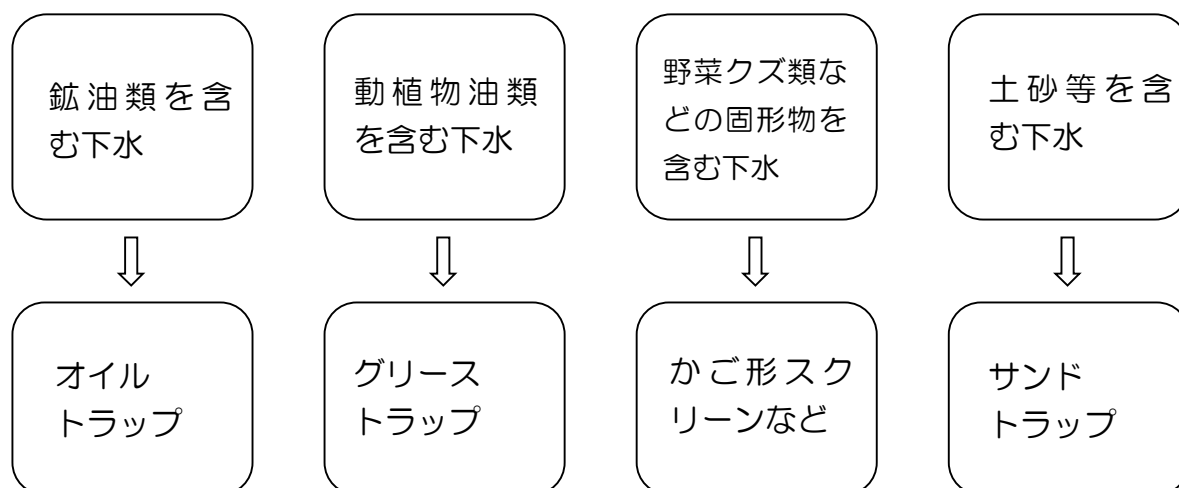
これらの方法によっても排除基準に適合できない場合には、除害施設等を設置して処理する必要があります。また、除害施設等を設置しても排除基準を超える場合には、除害施設の改造等の対応が必要になります。

また、処理方法を大別すると『物理、化学的処理法』と『生物化学的処理法』があり、これらを単独、あるいは数種の方法を組み合わせることで処理します。処理方法は、下水の種類によって次のようなものがあります。

下水の種類	主な処理方法
温度	空冷法、水冷法
水素イオン濃度	中和法
生物化学的酸素要求量	薬品沈殿法、活性汚泥法、散水ろ床法
浮遊物質	濾過法、普通沈殿法、薬品沈殿法
シアン化合物	アルカリ塩素法、イオン交換法、電気分解法
水銀化合物	薬品沈殿法、イオン交換法、吸着法
有機リン化合物	薬品沈殿法、吸着法
六価クロム化合物	還元法、イオン交換法、電気分解法、吸着法
砒素化合物	薬品沈殿法、吸着法
重金属化合物	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換法

5. オイルトラップ、グリーストラップ、スクリーン、泥だめの設置

排水管や下水管の目づまり及び下水処理への障害を防ぐため、次のような下水は、オイルトラップなどの簡易な施設を設置してください。また、洗車機排水など排水に雨水が混入する恐れがある場合はオイルトラップに流量調整制御を施してください。



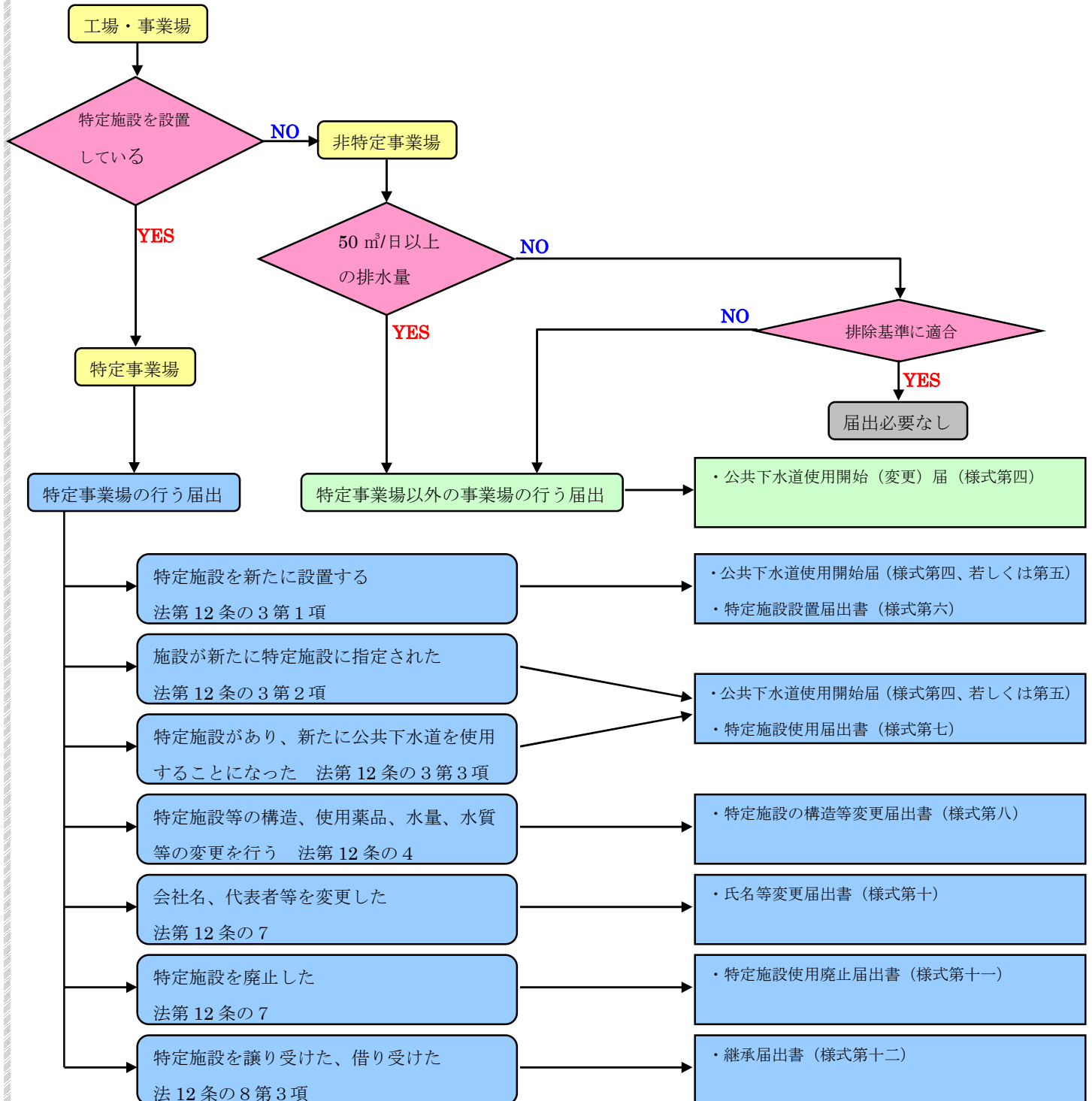
阻集器の維持管理

- ① 阻集器は容易に維持管理できる位置に設けてください。
- ② 阻集器に蓄積したグリース、土砂、その他沈殿物及び浮遊物は、定期的に除去してください。
＜清掃周期の例：グリース阻集器計算式（SHASE-S 217-2016）より＞
 - (1) ラーメン店（200人/日利用）に容量 100L の阻集器を設置した場合
 - ・浮遊物の掃除周期…7日
 - ・沈殿物の掃除周期…28日
 - (2) 洋食レストラン店（150人/日利用）に容量 200L の阻集器を設置した場合
 - ・浮遊物の掃除周期…28日
 - ・沈殿物の掃除周期…28日※上記は阻集器清掃頻度の一例です。阻集器設置の際はグリース阻集器計算式より阻集器容量を選定ください。グリース阻集器計算式は宮崎市上下水道局のホームページで公開しています。
- ③ 阻集器を維持管理するときに発生したゴミ、汚泥、廃油等の処分は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等により行ってください。

これらの簡易な施設または方法で、排除基準に適合しないときは、除害施設等の設置が必要となります。

6. 事業場の届出の区分

事業場についての届出の区分は次のようになっています。詳しい内容は、表2及び表3を参照してください。



※上記の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、**罰則**の対象となります。(下水道法第四十七条の二、第四十九条、第五十一条)

7. 工場、事業場の設置者が必要な届出

使用開始に関する届出（下水道法第11条の2）

下記表2に該当する設置者は下水を公共下水道へ流すには、『公共下水道使用開始（変更）届』又は『公共下水道使用開始届』の提出が必要です。また、届け出た下水の量又は水質を変更しようとするときは、『公共下水道使用変更届』を提出してください。

公共下水道使用開始届 表2

届出名	届出が必要な場合
公共下水道使用開始（変更）届 （下水道法第11条の2第1項） （様式第四）	<ul style="list-style-type: none">○ 排除する下水の量が、最も多い日で50 m³以上ある者○ 公共下水道へ流す下水の水質が表1の値に1項目でも適合しない者○ 既にこの届出をしている者で、届け出た汚水の量又は水質を変更しようとする者
公共下水道使用開始届 （下水道法第11条の2第2項） （様式第五）	<ul style="list-style-type: none">○ 特定施設の設置者（上記に該当しない場合に限る）

特定施設に関する届出 表3

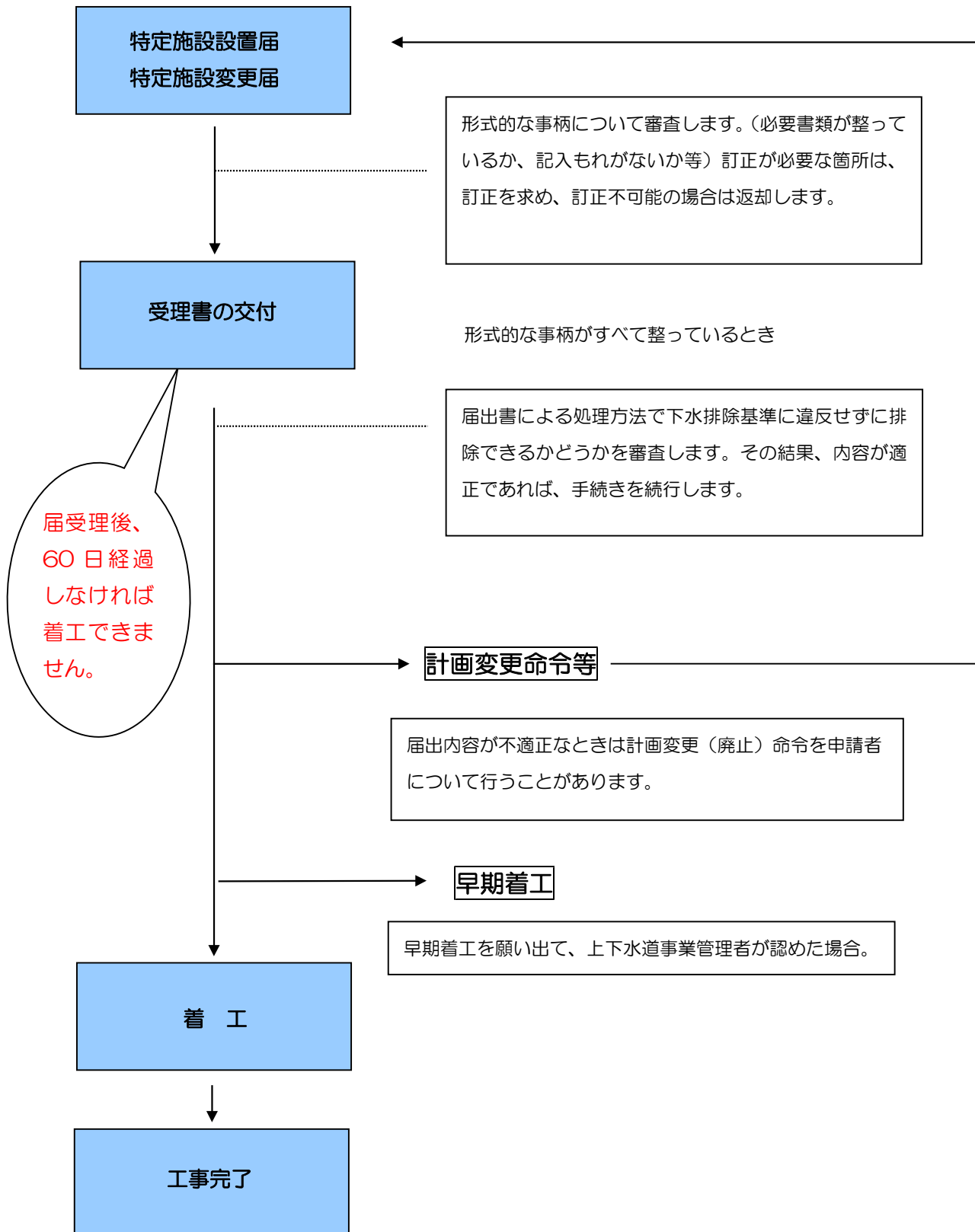
特定施設については、次の届出が必要です。なお、届出書は2部作成してください。

	届出名	届出が必要な場合	届出の内容	届出の期限
1	特定施設設置届	工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものが当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき。 (下水道法第12条の3第1項)	①(個人の場合)氏名及び住所(法人の場合)名称、住所、及び代表者の氏名。 ②工場又は事業場の名称及び所在地。	特定施設を設置しようとする日の60日前まで。 届出受理後、60日経過後でなければ着工できません。ただし、この期間を短縮できる場合があります。 (下水道法第12条の6)
2	特定施設使用届	特定施設に指定された際に、その施設を設置しているもの(工事中を含む)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するもの。(下水道法第12条の3第2項)	③特定施設の種類。 ④特定施設の構造。 ⑤特定施設の使用方法。 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法。 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統。	特定施設となった日から30日以内。
		すでに特定施設を設置している工場又は事業場が公共下水道を使用することとなったとき。 (下水道法第12条の3第3項)		公共下水道を使用することとなった日から30日以内。
3	特定施設の構造等の変更届	1,2の『届出内容』のうち④⑤⑥又は⑦のいずれかを変更しようとするとき。 (下水道法第12条の4)	変更しようとする事項。	特定施設の構造等を変更しようとする日の60日前まで。届出受理後、60日経過後でなければ着工できません。ただし、この期間を短縮できる場合があります。
4	氏名変更届	1,2の『届出内容』のうち①又は②のいずれかを変更しようとするとき。 (下水道法第12条の7)	変更した事項。	変更した日から30日以内。
5	特定施設使用廃止届	特定施設の使用を廃止したとき。 (下水道法第12条の7)	廃止した特定施設。	廃止した日から30日以内。
6	承継届	1,2の届出をした者の地位を承継したとき。 (下水道法第12条の8第3項)	承継の原因。 (譲り受け、借用、相続、合併、分割)	承継があった日から30日以内。 届出をする者は承継した者(譲り受け、相続人、合併後の存続法人等)です。

※旅館業に供するちゅう房施設、洗たく施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く。)に係わるものについては、『特定施設設置届出書』の届出対象から除かれますが、公共下水道使用開始(変更)届(様式第四)が必要となります。

8. 特定施設の設置・変更に関する届出の順序

特定施設を設置し又は変更しようとするときの届出の手続きの順序は、次のようになっています。



9. その他守らなければならないこと

水質の測定義務等（下水道法第12条の12）←特定事業場が自ら行う水質測定

水質規制の実効性を担保するために、特定施設の設置者は、その下水の水質（表4・表5）を測定してください。測定結果は、水質測定記録表（様式第十三）に記録し、**5年間保存**してください。

報告の徴収に應ずる義務（下水道法第39条の2）

除害施設等の維持管理状況等を的確に把握することによって、公共下水道の維持管理の適正化を図るために、特定施設の設置者や一定の基準に適合しない下水を排除する者に対して水質の測定結果の報告を要求することがあります。要求した場合はこれに応じなければなりません。（表4・表5）

※対象事業場

- ① 公共下水道使用開始等の届出を要する水質の下水排除者で、特定施設の設置者以外の者
- ② 特定施設の設置者

提出先 〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局内
宮崎市上下水道局 給排水設備課 排水設備係 TEL 0985(26)7512
メールアドレス 90kyuuhai@city.miyazaki.miyazaki.jp

対象事業場の水質測定頻度 表4

区分	水質測定頻度
50 m ³ /日未満で有害物質を排除するおそれのある事業場	1回/年 12ヶ月を超えない排水期間ごとに1回以上
50～200 m ³ /日未満の事業場	2回/年 6ヶ月を超えない排水期間ごとに1回以上
200～500 m ³ /日未満の事業場	4回/年 3ヶ月を超えない排水期間ごとに1回以上
500～1,000 m ³ /日未満の事業場	6回/年 2ヶ月を超えない排水期間ごとに1回以上
1,000 m ³ /日以上事業場	12回/年 1ヶ月を超えない排水期間ごとに1回以上

対象事業場の検査項目 表5

対象事業場	検査項目
共同調理場	BOD、SS、N-HEX 他
洗濯業	pH、BOD、SS、N-HEX 他
医薬品製造業	pH、BOD、SS 他
病院	pH、BOD、SS、N-HEX、PHE、T-Hg 他
飲食店	pH、BOD、SS、N-HEX 他
と畜業	pH、BOD、SS、N-HEX 他
旅館業	pH、BOD、SS、N-HEX 他
科学技術	pH、BOD、SS、N-HEX、PHE、R-Hg、I ₂ 、CN、O-P、Cd、Pb、As、Cr、Cu、Zn、Fe、Mn、F、Cr ⁶ 他

食品製造業	温度、pH、BOD、SS、N-HEX 他
ガス製造業	温度、pH、BOD、SS、N-HEX、I ₂ 、CN、PHE 他
歯科医院	T-Hg 他
研究施設	pH、BOD、SS、N-HEX、PHE、R-Hg、I ₂ 、CN、O-P、Cd、Pb、As、Cr、Cu、Zn、Fe、Mn、F、Cr ⁶ 他

※対象事業場及び水質項目については、施設又は使用原材料等の違いにより変更、追加することもあります。

立入検査に應じる義務（下水道法第13条）

下水道事業管理者は、公共下水道の働き及び構造を保全し、また、公共下水道からの下水の水質を基準に合わせるために、排水区域内の他人の土地又は建築物に立入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件について、いつでも検査することができることになっています。立入検査の際はご協力ください。

有害物質等流出事故対応（下水道法第12条の9）

特定事業場からの下水を排除して公共下水道を使用する場合、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質または油として政令で定めるもの（表6）を含む下水が排除基準（表1）を超過して当該特定事業場から排出され、公共下水道へ流出する事故が発生した場合は、直ちに当該下水の排出を防止するための応急措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

実際に事故が発生したときには、有害物質の流出量が当該基準を明らかに下回ると判断できる場合以外は、応急の措置を講ずるとともに、**直ちに給排水設備課に事故報告書（別紙1）を届け出るようにしてください。**

※事故の報告を怠った場合は**直ちに処罰の対象となります。**（下水道法 46 条）

事故時の措置の対象となる物質及び油 表6

物質の種類 (水質汚濁防止法施行令第2条第1号～28号)	油の種類 (水質汚濁防止法施行令第3条の4各号)
テトラクロロエチレン	原油
ジクロロメタン	重油
四塩化炭素	潤滑油
1,2-ジクロロエタン	軽油
1,1-ジクロロエチレン	灯油
1,2-ジクロロエチレン	揮発油
1,1,1-トリクロロエタン	動植物油
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
塩化ビニルモノマー	
1,4-ジオキサン	
ダイオキシン類	

10. 分析機関

排水の水質に関する報告は、計量法第 107 条に基づく水質分析関係登録事業所で発行された『計量証明書』を送付していただくことがあります。

水質測定実施機関は、下記に掲げてありますので、参考のうえ依頼してください。

宮崎県内における環境計量証明事業者一覧（表 7）

平成 26 年 4 月現在

登録番号	名称	事業場の所在地	電話番号
環計 1 号	(株) 東洋環境分析センター	宮崎市田代町 100 番地	0985-24-1122
環計 3 号	(公財) 宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉 6528 番地 20	0985-51-2077
環計 10 号	(株) 東洋検査センター 延岡事業所	延岡市旭町 7 丁目 4319 番地	0982-22-5312
環計 11 号	宮崎県土地改良事業団体連合会	宮崎市柳丸町 388 番地 14	0985-24-3022
環計 16 号	西日本環境技研(株)	小林市大字東方 3771 番地 3	0984-23-4562
環計 17 号	(株) アクア分析センター	都城市下川東 2 丁目 13-12	0986-26-6114

11. 問い合わせ先

宮崎市上下水道局 給排水設備課 排水設備係

TEL 0985(26)7512

メールアドレス 90kyuuhai@city.miyazaki.miyazaki.jp

事 故 報 告 書

別紙 1

令和 年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

住所

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

下水道法第12条の9の規程により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について届出します。

特定事業場の名称						
事業場の所在地						
汚水発生施設等 管理責任者（窓口）		氏名				
		TEL		FAX		
事 故 状 況	事故発生日時					
	事故の発見方法					
	事業場内の事故 発生場所					
	発生原因	自然災害・施設の老朽化・操作ミス・その他（ ）				
	下水道に流入した 有害物質等					
	下水道への流入 物質質量（推定）	mg（負荷量として）				
		流入水量	計	m ³	・ 流入水濃度	mg/l
	応急措置の内容					
	連絡先	<input type="checkbox"/> 警察（ ）		<input type="checkbox"/> 河川管理者（ ）		
		<input type="checkbox"/> 消防（ ）		<input type="checkbox"/> その他（ ）		
<input type="checkbox"/> 環境部局（ ）						
本事故対応の 問い合わせ先	氏名					
	TEL		FAX			
備考						

ひろげよう3つの市民運動

きれいにしよう 大淀川
ふやそう まちに緑と花を
そだてよう 明日をになう子供たち

宮崎市上下水道局 給排水設備課
〒880-8507 宮崎市鶴島3丁目252番地
TEL (代) 0985 (24) 1212 / (直) 0985 (26) 7512

